



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/DR.1

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月9日

Sponsor: Afghanistan, Albania, Brazil, Cambodia, Côte d'Ivoire, Cyprus, Djibouti, DR Congo, Estonia, France, Germany, Ghana, Hungary, Italy, Jordan, Mongolia, Montenegro, Netherlands, Nigeria, Portugal, Republic of Korea, South Africa, Spain, State of Palestine, Sweden, Tanzania, Tunisia, Uganda, Ukraine, United Kingdom, Venezuela, Zambia

第25回ローマ規程締約国会議は、

各国における国内司法制度の強化、積極的補完性が不処罰を防ぐ最も強固な基盤であることを確認し、

国際社会による司法分野での能力構築支援が不可欠であることを認識し、

ローマ規程の前文に掲げられた「不処罰なき世界」の実現と、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に対する責任追及の重要性を認識し、

国際刑事裁判所（ICC）が各国の刑事裁判管轄権を補完する機関（補完性の原則）であり、各国が国際犯罪を訴追する第一義的な責任と主権を有することを認識し、

ローマ規程第27, 29, 86条を想起し、

ICC にすべての国がローマ規定の締約国となることは ICC の執行力の向上、財政難の解決等に繋がると認識し、

インターポールとの協力は、逮捕状などの情報協力をするさいに有効であると認識し、

ICC への付託が公平ではないことを懸念し、

各国の ICC に対する協力状況を可視化するとともに、協力状況を極端に評価することを避けることで、国家間の格差や不必要な分断を生じさせず、各国が協力に向けて取り組む環境を整備できることを認識し、

ICCに対して全面的に協力する法的義務を負っていることを認識し、

締約国の非協力が繰り返されている現状が、国際刑事司法の実効性と権威を著しく損なっていることを遺憾に思い、

ICCの判事、検察官および職員に対する非締約国からの制裁、経済的圧力、および干渉が、ICCの独立性と公正な運用の根幹を脅かしていること非難し、

すべての地域および事態において公平・一貫かつ客観的な捜査基準が適用されることの重要性を認識し、各地域機構との建設的な協力が加盟国の司法能力及び捜査能力の向上につながることを認識し、

マラボ議定書を想起し、

経済制裁は、途上国では司法制度改善に悪影響があり、協力をむしろ阻害する可能性があることを認識し、ICCの持続可能な活動のために、締約国間の協力安定した財政基盤が必要であることを認識し、

被害者への迅速な救済と賠償を保障するため、被害者信託基金および裁判所の持続可能かつ独立した財政基盤の確立が重要であることを認識し、

周辺国の対立により、やむを得ず協力できない国があることを認識し、

1. 締約国に対し、起訴請求に当たっては以下の項目を考慮し、十分な証拠及び司法手続を経ることを要請する；
 - a. 国家主権に関わる影響、
 - b. 国内の人道状況などの政治的状況、
 - c. 国際社会全体に与える影響；
2. 締約国に対し、以下の項目に基づき、補完性の原則の基準を明確化することを要請する：
 - a. 重大犯罪を処罰する国内法が整備されている、
 - b. 国内で実際に捜査が開始されている
 - c. 司法機関の独立性が確保されている；
3. ICCに対し、各国の国内司法を最優先し、国内の司法が機能しない場合のみ介入することを促す；
4. 締約国に対し、以下の場合においてのみ、元首であっても責任を負う事を要請する：
 - a. ジェノサイド、
 - b. 戦争犯罪、
 - c. 人道犯罪、
 - d. 侵略；
5. 締約国に対し、起訴する場合は、明確なガイドラインを創設し、締約国に公開することを要請する；
6. ASPの下に委員会を設置し、現職国家元首に関する事案について、重大犯罪への関与、国内司法の状況及び免責の適用可能性を調査し、その結果をICCに報告することを要請する；
7. 締約国に対し、国内の司法が不安定の場合、一度免責を認めることを要請する；
8. 締約国に対し、ICCの協力国には、司法制度支援を行うことを要請する；
9. ICCに対し、各地域枠(AUやEUなど)、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)や国連開発計画(UNDP)、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)や平和維持活動(PKO)の司法部門など締約国に対しICCの司法の独立及び加盟国間の平等性を確保しつつ、加盟国の司法能力の向上、証拠収集技術支援や制裁被害者支援を含む協力を促進することを要請する；
10. 締約国、各地域枠に対し、ICCへの協力の促進を目的とし以下の国に対しての国内司法制度の支援を行うことを要請する：
 - a. 当事国の司法制度整備、財政的資源が不足している場合、

- b. 協力度や履行状況が良くない及び司法制度が不安定である場合；
11. 締約国、各地域機構に対し、ICCや締約国、各地域機構、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）や国連開発計画（UNDP）、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）や平和維持活動（PKO）の司法部門などと連携し、履行率が低く、司法制度の不安定さがICCへの非協力につながっている国への司法能力支援を目的とした以下の項目を行うことを要請する：
- a. AIを活用した翻訳支援,
 - b. 電子証拠の収集・保存,
 - c. オンライン研修,
 - d. デジタル審査,
 - e. 国内法整備、裁判官、検察官、調査員等の人材育成及び研修,
 - f. 非締約国への人道支援による専門家派遣；
12. 締約国に対し、ICC関係者及びその家族に危険が及ぶ場合、以下の項目に基づきICC関係者に緊急支援を行うことを強く要請する：
- a. 法的支援,
 - b. 身辺保護,
 - c. 一次避難,
 - d. ICC職員の財産に影響があった場合、職員の財産を保証する制度の確立,
 - e. 監査する組織を創設；
13. ICCに対し、被害者信託基金の透明性及び持続可能性を確保するため、以下の措置を講じることを要請する：
- a. 外部監査,
 - b. 年次報告,
 - c. 支出報告；
14. 各国に国際犯罪を専門的に取り扱う司法部門を設置することを要請する；
15. ICCの財政維持のため、現行の加盟国分担金を基本としつつ、各国のGDPや支払い能力を考慮し公平な財政制度を維持することを要請する；
16. 締約国に対し、能力構築支援及び被害者支援のため、任意拠出を活用した基金への拠出を促す；
17. 締約国に対し、各国の司法能力及び支払い能力に応じた公平性を確保しつつ、任意拠出を基にした能力構築・被害者支援基金を設立し、司法能力支援及び被害者支援に活用することを要請する；
18. ICCの判事及び検察官に対する不当な政治的圧力からICCの独立性を確保するため、以下のことを要請する：
- a. 緊急対応メカニズムをASPの下に設置,
 - b. 政治的圧力が発生した場合に、ICCが速やかにASP議長に報告し、ASP議長団が緊急会合を開催する体制の整備,
 - c. 緊急会合における協議の結果に基づき、ASPが不当な政治的圧力を非難する共同声明の採択及び関係国

際機関に必要な協力の要請,

- d. ICC職員の安全を確保するため、サイバーセキュリティに関する技術支援及び専門家による支援体制の整備.
- e. サーバの強化等のサイバーセキュリティ対策を推進するとともに、重大な脅迫等が発生した場合に、締約国が一時的な滞在先及び必要な警護を提供できる体制の整備;

19. ICCに対して、逮捕状を発行された国家元首のいる国が以下の内容を記したうえで、その報告書をICCが吟味し認められた場合、国家元首の逮捕執行を猶予できる制度を導入するよう要請する:

- a. 逮捕状が発行された国家元首の国にとっての重要性,
- b. 希望の執行猶予期間とその理由,
- c. 今どのような平和構築を進めているのか;

20. ICC に対して、協力能力制約国と意図的非協力国の2つの定義を定めるよう要請する;

21. ICC に対して、不可避な国内事情によりローマ規程上の義務を一時的に履行できない締約国が、事前にその事情を記載した報告書を書記局に提出することで、一時的な不履行を理由とした非協力国認定を回避できる制度の導入を要請する;

22. ICC に対して、インターポールとの協力の検討を奨励する;

23. ICC に対し、状況の付託を新たに国連総会からも受け付けることの採択基準は3分の2とし、国連総会へこの制度の整備を働きかけ、行うことに決定された場合、ローマ規定を改定するよう締約国会議に付託することを要請する;

24. ICC に対し、ICC の活動に関心を有する国、ローマ規程締約国及び当事国等が参加し、ICC の活動の正当性について意見交換及び協議を行う開放型の協議フォーラムを設置するよう奨励する;

25. 締約国に対して、EU のブロッキング規制制度の導入を奨励する;

26. 関係国との良好な関係を維持するためそれらの国の国益を訴追戦略に含むような、より広い目的で政治的考慮を行う「戦略的な裁判所」や、政治的考慮を完全に避ける「非政治的な裁判所」ではなく、国家

による支援の程度や訴追の成功可能性など、限られた範囲で政治的状況を考慮する、中庸的な「実践主義的な裁判所」がこれからの ICC の進むべき方向だと強調する;

27. 非締約国からの制裁で立入禁止等の制裁が加わった場合、ASP に対して、30 日以内にオンライン・部分出席も可の形で共同声明・外向的対応をとるよう要請する;

28. ICC に対して、ローマ規定の被害者信託基金の対象拡大を要請する。